



川内町内水面漁業協同組合内共第 28 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 28 号共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている、水産動物（あゆ、やまめ、いわな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場の区域内において、手釣、竿釣及び投網の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	7月1日から9月30日まで
やまめ・いわな	4月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域及び期間)

第 4 条 前条の規定による期間であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
保護水面の区域	1月1日から12月31日まで
むつ市川内町獅子畑 15-1 地先（右岸）及び むつ市川内町新田 302-4 地先（左岸）に設置されている農業用頭首工下流端から下流の基点アと基点イとを結ぶ線に至る間の川内川の区域。	4月1日から5月10日まで
基点ア　むつ市川内町平中 81-1 川内川 右岸に知事が建設した標柱の位	



置	
基点イ	むつ市川内町銀杏平 67 川内川 左岸に知事が建設した標柱の位 置

(全長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種はそれぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生は無料、中学生又は肢体不自由者のときは半額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは 50 円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 400 円 1年 3,000 円
あゆ	投網	1日 1,000 円 1年 4,000 円
やまめ・いわな	手釣、竿釣	1日 400 円 1年 3,000 円
うぐい	手釣、竿釣	1日 400 円 1年 3,000 円
うぐい	投網	1日 1,000 円 1年 4,000 円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

1 川内町内水面漁業協同組合事務所

むつ市川内町川内 308 番地

2 組合が指定する発行所

イ) 大山家具店

むつ市川内町川内 315 番地

ロ) 玉川 さよ

むつ市川内町銀杏平 73 番地 24 号

ハ) 岡村商店

むつ市川内町湯野川 6 番地



(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次表の1年あたりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(葛沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東4丁目1番地15号

青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第2項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に関しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった場合、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者及び漁業者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

6 まき餌を使用してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。



(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。





様式第1号

表	別 葉															
<p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記の通り遊漁を承認します</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>遊漁者</td><td>住所</td><td>年令</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>殿 才</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">発行年月日 平成 年 月 日</td></tr><tr><td>承認期間</td><td colspan="2">当 日 限 り</td></tr></table> <p>魚 種 あゆ、うぐい、いわな、やまめ 漁具漁法 手釣・竿釣 遊漁区域 内共第 28 号共同漁業権区域 遊漁料 ¥400 ¥450 発行者 農林水産省 告示により 保護水面内（八木沢全域及び中畑 橋より銀杏木橋迄）での水産動植物 の採捕は禁止されております。 違反者は処罰されます。 ※注意 4月1日～5月10日迄で銀杏木橋 より農業用えん堤迄で禁漁となっ ております。</p> <p>川内町内水面漁業協同組合</p>	遊漁者	住所	年令				氏名	殿 才		発行年月日 平成 年 月 日			承認期間	当 日 限 り		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 遊漁承認証を携帯しなければ遊漁す ることはできません。2. 遊漁承認証は他人に貸与してはいけ ません。3. 漁場監視員の要求があったときは遊 漁承認証を提示しなければなりません。4. 遊漁者は適当な距離を保ち、他の者 の迷惑になるような行為をしないこと。5. 遊漁者はみだりに川底をかくはんし てはいけません。6. ブラックバス及びブルーギルが採捕 された場合は再放流してはいけません。 <p style="text-align: center;">川内町内水面漁業協同組合</p>
遊漁者	住所	年令														
氏名	殿 才															
発行年月日 平成 年 月 日																
承認期間	当 日 限 り															



様式第2号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 団 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令 歳	
住所		
渓流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 団 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(鮎ののみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記範囲からアユが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年次のみ(魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業規制のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内各川の開拓区(青森県、大館市引田宿町)、船渡川上流三戸地域内及び利根川平川内水面遊漁範囲を除く。また、県内水面漁業規制で各魚種の遊漁期間で取り扱いの遊漁範囲を除く。)	
漁具・法則	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁業生産的大会や水郷祭りイベントごとに使用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸す、譲りすることはできません。
- ・その他 詳しいことは、[遊漁手帳](#)をご覧下さい。

様式第3号

表	裏
<p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>氏　名 住　所 有効期間</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">川内町内水面漁業協同組合</p>	<p style="text-align: center;">注　意　事　項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。2. 本証は他人に貸与してはいけない。3. 違反者を発見した時は直ちにその者の遊漁の中止を命ずるとともに、このことを組合に報告すること。4. 監視員は規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。5. 「ナメ流し」については特に厳重に監視すること。6. ブラックバス及びブルーギルの採捕を確認したら、再放流しないよう厳重に注意すること。

川内町内水面漁業協同組合